

特許
印紙

50,000

特許
印紙

5,000

(55,000円)

作成見本

審判請求書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示

意匠登録第

号無効審判事件

2. 請求人

住所(居所) 〒100-0000 東京都千代田区丸の内 丁目 番号

電話番号 03 - 1234 - 1234

ファクシミリ番号 03 - 1234 - 1235

氏名(名称) 株式会社

代表者

印

3. 被請求人

住所(居所) 〒100-0000 東京都千代田区丸の内 丁目 番号

氏名(名称) 株式会社

4. 請求の趣旨

登録第

号意匠の登録を無効とする。審

判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

5. 請求の理由

(1) 手続の経緯

出願 平成 年 月 日

登録 平成 年 月 日

(2) 意匠登録無効の理由の要点

本件登録意匠は、甲第1号証の意匠と類似するものであるから、意匠法第3条第1項第3号の規定により意匠登録を受けることができないものであり、同法第48条第1項第1号により、無効とすべきである。

(3) 本件意匠登録を無効とすべき理由

イ 本件登録意匠の説明(要旨等)

ロ 甲第1号証の意匠の説明(要旨等)

ハ 本件登録意匠と甲第1号証の意匠との対比

本件登録意匠と甲第1号証の意匠の意匠に係る物品の対比、
本件登録意匠と甲第1号証の意匠の形態の共通点及び差異点の列挙、
本件登録意匠と甲第1号証の意匠の形態の共通点及び差異点の評価、
本件登録意匠と甲第1号証の意匠の意匠に係る物品及び形態の共通点及び差異点の評価に基づく類否の結論、

(4) むすび

したがって、・・・・・・、無効とすべきである。

6. 証拠方法

本件登録意匠がその出願前、公然知られた意匠であったことを証するため甲第1号証を提出する。

7. 添付書類の目録

(1) 甲第1号証	1通
(2) 審判請求書	副本 2通